

平成 26 年度第 2 回逗子市環境審議会 会議概要

日時：2014 年（平成 26 年）10 月 2 日（木）

午前 10 時～正午

場所：市庁舎 5 階 第 6 会議室

1. 配布資料

次第

資料 1 「第二次逗子市環境基本計画（案）」

（追加配布）「逗子市環境基本計画の改訂について（答申）（案）」

2. 出席者

藤井会長、佐野副会長、太田委員、桐ヶ谷委員、新倉委員、印田委員、小林委員、進藤委員、
鶴田委員（欠席者：中津委員）

事務局：環境都市部 田戸部長、森川次長、環境管理課 大澤副主幹、山下主事

3. 議事内容

（1）第二次逗子市環境基本計画（案）について

○ 計画案について

事務局から、資料 1 に基づき、第二次逗子市環境基本計画（案）について説明したところ、委員から次のとおり意見があった。なお、修正案については基本的に了承し、細かい字句の修正等は、会長一任とし、事務局と調整することとなった。

【第 4 章に係る意見】

- ・計画全体の期間が 2 4 年間、第 4 章の見直しが 8 年ごとであること、また、行動等指針を作成することにも鑑みると、第 4 章の全体の記載内容が具体的すぎるようにも感じる。特に、市民の行動や事業者の行動等については、どのように記載範囲の整理をするのか。
→（事務局）環境基本計画を具体的に進めていくため、ある程度具体性をもった記載にしている。行動等指針については、第 4 章の施策の中でも、特に 4 年間で重点的に実施する内容を記載することになる。計画期間内の社会情勢の変化等には、行動等指針で補完していくものと考えている。
- ・家庭ごみ処理有料化に伴う収入を、廃棄物削減に取り組む市民活動等の支援に係る特定財源とする旨を記載できないか。
→（事務局）市民活動は、引き続き支援していくものであるが、環境基本計画内に予算の内容を記載することはそぐわない。
- ・資料 1 の 51 ページのリユース食器利用に係る記載について、ごみの持ち帰りについても記載するなど、内容を推敲してほしい。
→（事務局）記載の表現等について、会長と調整する。

【第5章及び全体に係る意見】

- ・環境に対する取り組みは、市民の日常生活での意識によるものが大きいと思う。環境基本計画を策定した後も、計画の内容が市民一人一人の行動につながっていくように、環境教育や意識啓発等に取り組んでほしい。
 - ・「はじめに」があるならば「おわりに」もあった方がいい。
 - ・計画に付随する「資料編」としては、どのような内容を予定しているのか。
- 逗子市環境基本条例等の関係法令や、計画改定の経過書等を予定している。

○ 答申案について

会長からの求めに応じ、事務局から、これまでの審議会での議事内容に基づき作成した答申案を配布し、内容を説明した。

答申に添付する計画案としては、当日配布した資料1を基本的に了承するものとし、最終的な細かい字句の修正等は、会長と事務局とで調整することとなった。

また、事務局配布の答申案のとおり、審議会として意見を付記するものとし、当該意見内容についても、基本的に事務局案を了承するものとした。

なお、最終的な細かい字句の修正等は、会長と事務局と調整することとなった。

その他、答申書案について、次のとおり意見があった。

- ・環境問題に取り組んでいる団体が連携していくとともに、これから活動していく団体が増えるような、すそ野を広げる体制づくりを進めていくことを読み取れるように、表現を検討いただきたい。

(2) その他について

- ・事務局から今後の予定について説明した。

11月下旬にまちづくりトークを開催し、12月～1月にパブリックコメントを実施する予定である。

次回審議会は、来年2月～3月に開催し、同内容の報告をしたいので、改めて日程は相談させていただきたい。

以上